京葉興業グループ

CSR 基本方針

【人権・労働環境】
・個人の個性と人権を尊重し、これを侵害することを認めません。
・労働に関する法令を遵守するとともに、安全で健康的な労働環境を提供します。

【法令順守】
・事業活動に適用されるすべての法令・条例・政府通達を遵守し、倫理と道徳に基づく企業活動を遂行する中で企業の社会的責任を果たします。

【環境保全】
・事業活動において地球環境保全に努め、関係法令や規範を遵守し、社会の環境意識向上に寄与します。

【SDGs への取組】
・持続可能でより良い世界を目指す SDG s への取組を深め、社会が目指す世界の実現に企業として貢献します。

CSR ガイドライン

①CSR ガイドライン（全般）
1.-1 法令順守
当社は、企業活動における法令・規制・条例等や国際規範について遵守し、これに違反する事項を社員が認識した場合の対応として、相談窓口を社内外に設置し対応に当たる。各社内規程や通知に記載のない法令･規制･条例等についてはこの CSR ガイドラインを基準とし、これを周知徹底する。

1.-2 持続可能性確保に向けた受注者等の責任
当社は、人権尊重及び環境保護に関する自社の方針や行動規範をこの CSR ガイドラインに策定しこれを公表する。また内部規定の整備を含め統括部門を人事総務部とし、デューディリジェンスに取り組む。また、サプライチェーンの苦情処理メカニズムについては、統括部門を経理部とし、その構築・運営を担う。

1.-3 通報者に対する報復行為の禁止

当社は、法令違反や調達指針の逸脱等に関して通報したものに対する報復行為を禁止する。また、通報担当窓口を社内社外に設置・周知し、通報者の保護体制を整える。

1.-4 工事物品等における適正な履行
当社は、公正な事業運営を実施し企業利害や個人利益のためにこれを逸脱しない。

②環境ガイドライン
2.-1 排出する温室効果ガスの削減
当社は、温室効果ガスの排出量の特定・削減のための措置について、自社の温室効果ガス排出量の特定を行う。またこれに合わせ、温室効果ガスの排出量削減に関する中長期的な目標を設定し、取組と進捗について公表を行う。

2.-2 低炭素・脱炭素エネルギーの利用
当社は、東京都の策定している「2030 年までに使用電力の 50%以上（2000 年比）を再生可能エネルギー由来にする計画」について賛同し、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー設備を計画推進する。

2.-3 その他の方法による温室効果ガスの排出量削減
当社は、温室効果ガスの削減・吸収の取組について資金を提供する。(J クレジットの活用や、カーボン・オフセット製品等の購入・利用を含む)

2.-4 バリューチェーン全体を通した温室効果ガスの排出量削減に寄与する原材料等の利用
当社は、LCA(ライフサイクルアセスメント)支店から温室効果ガスの排出量削減に寄与する原材料、部品、燃料を利用する。

2.-5 省エネルギーの推進
当社は、東京都の策定している「2030 年までにエネルギー使用量の 50%以上（2000 年比）削減する目標」について賛同し、照明機器の LED 化や省エネ型空調設備等、省エネルギー効果の高い機器・設備の導入、エネルギー監視システムを導入、低環境負荷 OA 機器やゼロエミッション車の利用、環境に配慮したエコドライブの実施など、効率的な設備運用とエネルギー効率の向上に取り組む。

2.-6 持続可能な資源利用の推進
当社は、資源の有効活用、廃棄物の抑制及び再資源化について積極的に取り組み、廃棄物発生量の削減目標の設定、分別回収ボックスの適正配置等によるごみの分別の徹底、再生紙や再生樹脂等の導入・活用などを実施する。

2.-8 プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減
当社は、東京都と廃プラ埋立ゼロ協定締結により廃プラのリサイクルを推進する。

2.-9 汚染防止、化学物質管理及び廃棄物処理
当社は、各種環境法令等に基づき、廃棄物を適切に処理しこれを遵守、設備設置や点検により事業における汚水や有害物質の排出を基準以内に抑制する。また、基準については自主管理基準を別途設け、工程の見直しによる化学物質使用量の削減に取り組む。

2.-10 資源保全に配慮した原材料の採取
当社は、違法に採取・栽培された資源について使用禁止し、森林認証用紙や環境に配慮された原材料から製造した用紙、エコマークやグリーンマーク、間伐材マーク等の付いた原材料や製品を採用する。また必要に応じて調達先の状況を確認する。

2.-11 生物多様性保全
当社は、絶滅危惧種の動植物に由来する原材料について禁止し、必要に応じ国際法や条約、現地法令を確認し、これを排除する。

2.-12 持続可能な水の利用
当社は、水使用量の削減や再利用に取り組む。

③人権
3.-1 国際的人権基準の順守・尊重
当社は、世界人権宣言等の人権に係る国際的な基準・尊重について、これを遵守し、CSR 基本方針に掲げる。また、差別・人権侵害・児童労働・強制労働を禁止し、これを周知・啓発する。

3.-2 差別・ハラスメントの禁止
当社は、人種・宗教・性別・障害の有無によるいかなる不当な差別やハラスメントも禁止し、社内外に差別やハラスメントに対する相談窓口を設置する。

3.-3 先住民及び地域住民等の権利侵害の禁止
当社は、不法な立ち退きの強制等による先住民及び地域住民等の権利侵害を禁止し、関連する法令を遵守する。

3.-5 障害者の検視尊重
当社は、障害者への不当な差別的取り扱いを禁止し、障害に関する差別・ハラスメント相談

窓口を設置する。

④労働

4.-1 国際的労働基準の順守・尊重

当社は、労働に関する国際的な基準について遵守、尊重し、周知啓発に取り組む。

4.-2 結社の自由及び団体交渉権

当社は、組合結成の自由及び団体交渉の件利用、労働者の基本権の確保について尊重し、組合との窓口を設置する。

4.-3 強制労働の禁止

当社は、不当な身体的又は精神的拘束による強制労働や人身取引についてこれを禁止、雇用契約書や労働条件通知書を通じ雇用に関する各種条件について十分な理解が得られるように努める。

4.-4 児童労働の禁止

当社は、児童労働を禁止し、18 歳未満の若い労働者を雇用しない。

4.-5 雇用及び職業における差別の禁止

当社は、労働条件等の面での人種・宗教・性別・障害の有無等による差別を禁止する。また、募集及び採用選考に当たっては、申し出により合理的配慮を行う。

4.-6 職場の安全・衛生

当社は、労働者党にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整備する。また関連する労働関係法令等を遵守する。

4.-7 賃金・報酬

当社は、法令等に定める最低賃金額以上の賃金及び適切な手当の支払いについて、関係法令を遵守し、最低賃金に抵触しないことを確認する。

4.-8 長時間労働の禁止

当社は、違法な長時間労働を禁止し、時間外労働に関する労使協定を遵守する。また、一定の超過勤務時間に達した従業員に警告を出し、適切な労働時間の管理に努める。

4.-9 外国人・移住労働者

当社は、外国人・移住労働者の法令等に則った労働管理及び雇用手続きを遵守し、あっせん・

派遣事業者による不当な権利侵害を認めない。また、雇用に際しては、法令等に基づき適切な届け出を行い、合法な就労資格を有することを確認する。外国人労働者及び外国人労働者を支援する組織等との対話・協議する機会を設け、相談を容易に行える体制を整備する。

4.-10 職場における暴力とハラスメントの防止
当社は、職場における暴力とハラスメントについて、これを禁止し、社内・社外に相談窓口を設置し、発生の防止と早期発見に努める。

4.-11 職場における人材育成・研修提供
当社は、社員等に対し業務に関する訓練、実習を実施する。また、社員等が希望する業務に関連した能力開発に関して、参加支援を実施する。

⑤経済
5.-1 腐敗の防止
当社は、公務員等に対する贈与等の腐敗行為についてこれを禁止し、周知啓発に努める。

5.-2 公正な取引慣行
当社は、独占禁止法や下請け法等の取引に関する法令等を遵守した更正な取引慣行についてこれを推進し周知啓発に取り組む。また社内に相談窓口を設置し発生の抑止に努める。

5.-3 紛争や犯罪への 関与のない原材料の使用
当社は、紛争や犯罪に関与する原材料の使用を禁止し、紛争地域において不当に採掘された鉱物を使用しない。また関係する社員に対し、紛争鉱物に関し周知啓発を行う。

5.-4 知的財産権の保護
当社は、第三者の知的財産権及び営業秘密の侵害を禁止する。

5.-5 責任あるマーケティング
当社は、自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当表示の防止についてこれを徹底する。

5.-6　情報の適切な管理
当社は、個人情報の法律に基づく取扱い及び機密事項について厳正な管理を徹底し、定められた目的以外は使用しない。また、個人情報を保護するための社内規定を策定し、定期的な監査を行う。重要事項については、セキュリティを強化したシステムで保管し、アクセス制

限の実施や利用状況の記録を行う。

5.-7 情報の記録と開示
当社は、記録、物証及び証言の偽造、改ざん、隠蔽等、倫理に反する行為を禁止し、これを周知啓発する。また調達過程に関する情報の正確な記録と開示についてこれを徹底する。

5.-8 地域経済の活性化
当社は、調達資材の選定にあたって、持続可能性に関する活動に取り組む取引先を優先する。また、地域における環境配慮や社会配慮に優れた取引先を優先する。

以上